

令和 8年 4月24日

## 介護保険法に基づく指定地域密着型(介護予防)サービス事業者の 指定の一部の効力停止処分について

市は、介護保険法の規定に基づき、4月24日付けで以下の指定地域密着型(介護予防)サービス事業者の行政処分を行いましたのでお知らせします。

### 1 対象事業者

- |           |                    |
|-----------|--------------------|
| (1) 法人名称  | 株式会社大起エンゼルヘルプ      |
| (2) 法人所在地 | 東京都荒川区東尾久一丁目1番4号5階 |
| (3) 法人代表  | 代表取締役 小林 由憲        |

### 2 対象事業所

- |            |                               |
|------------|-------------------------------|
| (1) 事業所名称  | グループホームなごみ米島                  |
| (2) 事業所所在地 | 米島350番地1                      |
| (3) サービス種別 | 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護 |
| (4) 指定日    | 令和2年3月1日                      |
| (5) 事業所番号  | 1190600302                    |

### 3 行政処分の内容

- |                |                                  |
|----------------|----------------------------------|
| (1) 行政処分の内容    | 指定の一部の効力停止                       |
| (2) 処分年月日      | 令和8年4月24日                        |
| (3) 指定の効力の一部停止 | 令和8年5月1日から同年7月31日まで(3か月)(新規受入停止) |

### 4 行政処分の理由

人格尊重義務違反(介護保険法第78条の10第6号及び第115条の19第6号に該当)

令和5年1月から令和7年7月までの期間において、介護従事者2人による以下の人格尊重義務違反が確認された。

- ・入居者に対して威圧的な態度を取ったり、暴言による心理的虐待を行った。
- ・入居者に対して頬をつねる身体的虐待を行った。

### 5 その他

入居者が安心して生活ができるように、不適切な行為を許さない環境を構築するよう指導した。

### 問い合わせ先

健康保険部 介護保険課  
担当：島田 直通 048-796-8285